

## 子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止し、18歳までの医療費の無料化を求める意見書

児童福祉法が昭和23年1月に施行され、本年で70年を迎えた。厚生労働省の国民生活基礎調査（2016年）によれば、17歳以下の子どもの貧困率は13.9%で、ひとり親家庭に限れば50.8%に達していたという報告もある。児童福祉法第2条では「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」としている。

現在、地方自治体では、地域の実情に応じ様々な少子化対策に取り組んでおり、特に子どもの医療費については子育て世帯の経済的な負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう、子どもを対象とした医療費の自己負担分について、自治体単独の財源を用いた医療費の助成を行っている。

また、国は、これまで子どもの医療費の助成を行っている地方自治体に対しての医療費の波及増分については、国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置を講じてきた。平成30年4月1日から未就学児までの医療費助成については減額対象としないこととしたところであるが、多くの地方自治体では、未就学児だけでなく学齢児も対象としており、この度の減額調整措置の緩和は不完全なものと言わざるを得ない。

少子化に伴う人口減少問題等から鑑みるに、子どもの医療費に関する助成は、国が責任を持って社会保障政策に位置付け、制度を構築すべき喫緊の課題である。

よって、子どもの医療費助成に係る国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置を廃止し、18歳までの医療費の無料化制度を国の責任において、創設するよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

### 提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣